

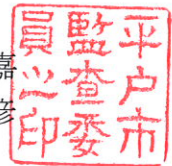


平戸市監査公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和6年11月29日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象及び監査の期間

教育委員会教育総務課及び学校教育課

令和6年8月22日～23日

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

(1) 収入事務が適法・適正に行われているか。

(2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

(1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

(2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■教育総務課

【指導事項】

1 平戸市奨学資金貸付基金運営委員会について

平戸市奨学資金貸付基金条例第12条第2項で、運営委員会の委員の組織を定めているが、同第2号に掲げる教育委員1人が委嘱されていなかった。同条例に基づき適切な事務執行に努められたい。

2 契約事務について

教育総務課では、学校施設・設備の改修工事をはじめ多くの維持修繕や保守業務を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和5年度に指名競争入札で売買契約を締結した田平学校給食共同調理場事務所空調購入において、契約物品が納期までに入手できないとして同等品納入物品の変更契約を行っているが、決裁において、変更契約の根拠となる「納期までに入手困難となった理由」が明記されていなかった。また、変更契約の前に業者から提出されるべき同等品承認願が提出されていなかった。
- (2) 令和5年度に指名競争入札で契約した学校給食備品購入（電気式食器消毒保管機1,668,700円、自動手指洗浄消毒器1,166,000円、トラックイン用コンテナ1,485,000円）の各契約書において、契約保証金の免除条項が平戸市契約規則第33条第4号となっていた。同号は、契約金額が第23条別表に定める額（財産の買入れ80万円）の範囲内となっておらず該当しない。
- (3) 田平北小学校、平戸小学校、中野小学校における令和4年度教育活動支援事業備品購入（児童用机及び椅子）において、随意契約にかかる見積書及び価格決定伺はあったが、執行伺及び見積徴取伺が作成されていなかった。
- (4) 令和4年度に中野小学校及び大島中学校のカラー複合機の機械保守及び消耗品等の供給に関する契約を締結していたが、契約書のみで契約締結伺がなかった。また、契約期間の記入がなかった。
- (5) 令和4年度の学校施設修繕等（大島小学校体育館倉庫爆裂部補修工事など複数件）において、随意契約による見積依頼や請書に「仕様書のとおり」としてあるが、仕様書がなく、具体的な修繕の内容が不明なものが見られた。
- (6) 平戸市契約規則第23条別表（委託契約50万円）に定める額を超える契約について、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、令和4年度「GIGAスクール構想ネットワーク運用保守業務1,584,000円、教育機関用統合基盤保守運用業務委託792,000円」において作成されていなかった。

■学校教育課

【指導事項】

1 準公金団体の現金取り扱いについて

令和4年度平戸市学校保健会の事務処理において、市内にある4つの県立高等学校等から負担金11,680円を徴収しているが、その事務処理は、令和4年9月8日に納付を依頼し、4校から現金を受領、翌年1月17日にまとめて入金(収入処理)している。その間、現金は教育委員会の金庫に保管されていたが、現金の受け取りから入金処理まで長期間となっていることから、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき適正に管理されたい。

【意見】

1 ICT教育環境整備事業について

市内小・中学校の児童生徒に対し、1人1台端末(Chromebook)の整備を図り、各校でミライシード等のソフトウェアを活用し授業や宿題などで利用され、その端末による授業での使用状況は、全国学力・学習状況調査において回答結果集計がなされていた。しかしながら、そのアンケートは小学6年生及び中学3年生を対象としており、その使用状況は、同一学校内においても「ほぼ毎日」、「週3回以上」、「週1回以上」、「月1回未満」までと内容にばらつきがあり、主観的、感覚的な回答と推測された。については、今後の学習指導の資料として検討を行う上でも、各校において教員を含めて実際の使用状況の把握に努められたい。